

島根県報

平成29年8月31日 (木) **号外 第 102 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

B	次
-	

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第47号)

- 1 規則の概要
- (1) 本庁の組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
地域振興部	交通対策課	「萩・石見空港利用促進対策室」を設置

- (2) その他所要の改正
- 2 施行期日

平成29年9月1日から施行することとした。

規則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表原子力安全対策課の項の次に次のように加える。

交通対策課 萩・石見空港利用促進対策室

第12条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 交通対策課萩・石見空港利用促進対策室は、益田市に置く。

第14条第1項の表地域振興部の部交通対策課の項に次の1号を加える。

(8) 萩・石見空港の利用促進対策に関すること(萩・石見空港利用促進対策室)。

附則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。